第二百七十一条の二十九第二項中「前項」を「第一項」に改め、「（改善計画の提出を求めることを含む。）」を削り、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　前項の規定による命令（改善計画の提出を求めることを含む。次項において同じ。）であって、保険持株会社の子会社である保険会社における保険金等の支払能力の充実の状況によって必要があると認めるときにするものは、保険持株会社の子会社である保険会社における保険金等の支払能力の充実の状況に係る区分に応じ内閣府令・財務省令で定めるものでなければならない。

第二百七十二条の四十第二項中「職員について」の下に「、第二百七十一条の二十八の二の規定は少額短期保険持株会社の子会社である少額短期保険業者について」を、「第二百七十一条の二十九第一項」の下に「及び第二項」を加え、「同条第二項の規定」を「同条第三項の規定」に改める。

第三百十一条の三第一項第三号中「第二百七十一条の二十九」を「第二百七十一条の二十九第一項若しくは第三項」に改める。

第三百三十三条第一項第六十七号中「第二百七十一条の二十九（」を「第二百七十一条の二十九第一項若しくは第三項（これらの規定を」に改める。

（金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の一部改正）

第四条　金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第四項中「この法律」の下に「（第九項第一号及び第四百九十条第一項を除く。）」を加え、同条第九項第一号中「金融商品取引業者」の下に「（金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者をいう。）」を加える。

第四百九十条第一項中「金融商品取引業者」の下に「（金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者をいう。）」を加える。

（信託業法の一部改正）

第五条　信託業法（平成十六年法律第百五十四号）の一部を次のように改正する。

第三十一条第一項中「金融商品取引清算機関」の下に「又は外国金融商品取引清算機関」を加え、「債務引受け（」を「債務引受け等（」に、「行う債務引受けに限る」を「、引受け、更改その他の方法により債務を負担することをいう」に、「債務引受けの」を「債務引受け等の」に改める。

第四十九条第一項中「第五十八条第四項」の下に「（同法第七十条において準用する場合を含む。）」を加え、同条第二項中「第六十二条第二項」の下に「及び第四項並びに第六十三条第一項」を加え、「同項」を「これらの規定」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第一条中金融商品取引法第二条第二十八項の改正規定（「、デリバティブ取引その他」を「若しくはデリバティブ取引（取引の状況及び我が国の資本市場に与える影響その他の事情を勘案し、公益又は投資者保護のため支障を生ずることがないと認められるものとして政令で定める取引を除く。）又はこれらに付随し、若しくは関連する取引として」に改める部分に限る。）及び同法第二百五条の二の三第九号の改正規定、第四条の規定、第五条中信託業法第四十九条第一項及び第二項の改正規定並びに附則第十三条及び第十四条の規定　公布の日

二　第一条中金融商品取引法第百九十四条の七第七項及び第二百七条第一項第三号の改正規定　公布の日から起算して二十日を経過した日

三　第三条及び附則第五条の規定　公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日

四　第二条の規定、附則第十条中住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）別表第一の三の項の改正規定（「又は同法第百五十六条の二十八第三項の届出」を「、同法第百五十六条の二十八第三項の届出、同法第百五十六条の六十七第一項の指定又は同法第百五十六条の七十七第一項の届出」に改める部分に限る。）及び附則第十二条の規定　公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日

（第一条の規定による金融商品取引法の一部改正に伴う経過措置）

第二条　この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前に第一条の規定による改正前の金融商品取引法（以下この条において「旧金融商品取引法」という。）第三十二条第一項に規定する金融商品取引業者の主要株主となった者（当該金融商品取引業者の総株主等の議決権（同項に規定する総株主等の議決権をいう。次項において同じ。）の百分の五十を超える対象議決権（同条第一項に規定する対象議決権をいう。次項において同じ。）を保有することにより当該主要株主となった者を除く。）であって、この法律の施行の際現に第一条の規定による改正後の金融商品取引法（以下この条から附則第四条までにおいて「新金融商品取引法」という。）第三十二条第四項に規定する特定主要株主（以下この条において単に「特定主要株主」という。）に該当する者は、施行日において当該金融商品取引業者の特定主要株主以外の主要株主（新金融商品取引法第三十二条第一項に規定する主要株主をいう。）から当該金融商品取引業者の特定主要株主となったものとみなす。

2　施行日前に旧金融商品取引法第三十二条第一項に規定する金融商品取引業者の主要株主となった者（当該金融商品取引業者の総株主等の議決権の百分の五十を超える対象議決権を保有することにより当該主要株主となった者に限る。）であって、この法律の施行の際現に特定主要株主以外の主要株主（新金融商品取引法第三十二条第一項に規定する主要株主をいう。以下この項において同じ。）に該当する者は、施行日において当該金融商品取引業者の特定主要株主から当該金融商品取引業者の特定主要株主以外の主要株主となったものとみなす。

第三条　この法律の施行の際現にその総資産の額（新金融商品取引法第五十七条の二第一項に規定する総資産の額をいう。以下この条において同じ。）が総資産基準額（同項に規定する総資産基準額をいう。以下この条において同じ。）を超えている金融商品取引業者（同項に規定する金融商品取引業者をいう。）は、施行日においてその総資産の額が総資産基準額を超えることとなったものとみなす。

第四条　この法律の施行の際現に金融商品取引清算機関（新金融商品取引法第二条第二十九項に規定する金融商品取引清算機関をいい、当該金融商品取引清算機関が同条第十六項に規定する金融商品取引所である場合を除く。以下この条において同じ。）の総株主の議決権の百分の五を超える対象議決権（新金融商品取引法第百五十六条の五の三第一項に規定する対象議決権をいう。以下この条において同じ。）を保有している者は、施行日において当該金融商品取引清算機関の対象議決権を保有することとなったものとみなす。

2　この法律の施行の際現に金融商品取引清算機関の総株主の議決権の保有基準割合（新金融商品取引法第百五十六条の五の五第一項に規定する保有基準割合をいう。）以上の数の対象議決権を保有している者は、施行日において同項に規定する者となったものとみなす。この場合において、同項中「あらかじめ」とあるのは、「金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第三十二号）の施行の日から三月以内に」と読み替えるものとする。

3　新金融商品取引法第百五十六条の五の三第二項の規定は、前二項の規定を適用する場合について準用する。

第五条　第二条の規定による金融商品取引法の一部改正に伴う経過措置）

（第二条の規定による金融商品取引法の一部改正に伴う経過措置）

2　内閣総理大臣は、前項の規定により申請があった場合には、第四号施行日前においても、新金融商品取引法第百五十六条の六十七第一項の規定による指定をすることができる。この場合において、当該指定は、第四号施行日において同項の規定によりされたものとみなす。

（新金融商品取引法の一部改正に伴う経過措置）

2　第一条の規定による改正後の金融商品取引法（以下「新金融商品取引法」という。）第二条第九項第一号に掲げる者（以下「新金融商品取引業者」という。）であって、この法律の施行の際現に第一条の規定による改正前の金融商品取引法（以下「旧金融商品取引法」という。）第二条第九項第一号に掲げる者（以下「旧金融商品取引業者」という。）であるものについては、施行日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日までの間は、新金融商品取引法第二条第九項第一号に掲げる者とみなす。

（第一条の規定による金融商品取引法の一部改正に伴う経過措置）

第二条　この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前に第一条の規定による改正前の金融商品取引法（以下この条において「旧金融商品取引法」という。）第三十二条第一項に規定する金融商品取引業者の主要株主となった者（当該金融商品取引業者の総株主等の議決権（同項に規定する総株主等の議決権をいう。次項において同じ。）の百分の五十を超える対象議決権（同条第一項に規定する対象議決権をいう。次項において同じ。）を保有することにより当該主要株主となった者を除く。）であって、この法律の施行の際現に第一条の規定による改正後の金融商品取引法（以下この条から附則第四条までにおいて「新金融商品取引法」という。）第三十二条第四項に規定する特定主要株主（以下この条において単に「特定主要株主」という。）に該当する者は、施行日において当該金融商品取引業者の特定主要株主以外の主要株主（新金融商品取引法第三十二条第一項に規定する主要株主をいう。）から当該金融商品取引業者の特定主要株主となったものとみなす。

2　施行日前に旧金融商品取引法第三十二条第一項に規定する金融商品取引業者の主要株主となった者（当該金融商品取引業者の総株主等の議決権の百分の五十を超える対象議決権を保有することにより当該主要株主となった者に限る。）であって、この法律の施行の際現に特定主要株主以外の主要株主（新金融商品取引法第三十二条第一項に規定する主要株主をいう。以下この項において同じ。）に該当する者は、施行日において当該金融商品取引業者の特定主要株主から当該金融商品取引業者の特定主要株主以外の主要株主となったものとみなす。

第三条　この法律の施行の際現にその総資産の額（新金融商品取引法第五十七条の二第一項に規定する総資産の額をいう。以下この条において同じ。）が総資産基準額（同項に規定する総資産基準額をいう。以下この条において同じ。）を超えている金融商品取引業者（同項に規定する金融商品取引業者をいう。）は、施行日においてその総資産の額が総資産基準額を超えることとなったものとみなす。

第四条　この法律の施行の際現に金融商品取引清算機関（新金融商品取引法第二条第二十九項に規定する金融商品取引清算機関をいい、当該金融商品取引清算機関が同条第十六項に規定する金融商品取引所である場合を除く。以下この条において同じ。）の総株主の議決権の百分の五を超える対象議決権（新金融商品取引法第百五十六条の五の三第一項に規定する対象議決権をいう。以下この条において同じ。）を保有している者は、施行日において当該金融商品取引清算機関の対象議決権を保有することとなったものとみなす。

2　この法律の施行の際現に金融商品取引清算機関の総株主の議決権の保有基準割合（新金融商品取引法第百五十六条の五の五第一項に規定する保有基準割合をいう。）以上の数の対象議決権を保有している者は、施行日において同項に規定する者となったものとみなす。この場合において、同項中「あらかじめ」とあるのは、「金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第三十二号）の施行の日から三月以内に」と読み替えるものとする。

3　新金融商品取引法第百五十六条の五の三第二項の規定は、前二項の規定を適用する場合について準用する。

第五条　第二条の規定による金融商品取引法の一部改正に伴う経過措置）

（第二条の規定による金融商品取引法の一部改正に伴う経過措置）

2　内閣総理大臣は、前項の規定により申請があった場合には、第四号施行日前においても、新金融商品取引法第百五十六条の六十七第一項の規定による指定をすることができる。この場合において、当該指定は、第四号施行日において同項の規定によりされたものとみなす。